

平成28年度

税制改正に関する 要望書 概要

2015.6

重要要望項目

消費税の単一税率を維持すること

複数税率制度は以下の問題点があるため導入すべきではない。

- ① 複数税率の効果が低所得者世帯のみならず、全世帯に及ぶことになり、逸失税収額が多額になる。
- ② 複数税率対象品目の選定が困難であり、多種多様化している経済取引を阻害し、新たな不公平を生みかねない。また、仮に対象品目を絞り込む政策では、低所得者層への負担軽減効果が薄い。
- ③ 帳簿方式、インボイス方式のいずれの方式の採用に関わらず、日常事務が煩雑となり、特に小規模事業者の事務負担が増大する。
- ④ 小規模事業者に配慮した事業者免税点制度・簡易課税制度が形骸化する。

なお、低所得者への配慮については、複数税率の導入に比べ事務負担が少なく、給付も低所得者層に限定される「消費税の給付付き税額控除制度」が有用な制度であると考える。ただし、マイナンバー制度の普及・定着までは、簡素な給付制度により対応を図るべきである。

法人税改革にあたっては、中小法人の厳しい経営環境を十分に配慮のうえ、課税のあり方を慎重に検討すること

法人税の課税ベースの拡大にあたっては、税制の公平性と透明性の観点から租税特別措置を可能な限り縮減することによりその財源を確保すべきである。

特に全法人の99%を占める中小法人については、厳しい経営環境を十分に配慮のうえ、課税のあり方を慎重に検討しなければならず、特に以下の項目について引き続き、強く要望する。

- ① 外形標準課税を中小法人に導入しないこと
- ② 中小法人の欠損金の繰越控除制度に係る控除限度額を縮減しないこと
- ③ オーナー役員に係る給与所得控除については、別途の基準を設けないこと

個別要望項目

I 個別税法改正項目

1 消費税関係

- (1) 税率引き上げに伴い、消費税額の適正な課税の実現を図るため諸規定を見直すこと。とくに予測性が求められる規定（選択届出制）については、課税の公平が損なわれる虞があるため早急に整備すること
 - ①基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度又は基礎税額控除制度を創設すること
 - ②簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること
- (2) 仕入税額控除の要件とされている帳簿の記載は、一定の要件を満たす請求書などを保存している場合は簡略化すること
- (3) 中間申告による納税を任意に選択できる制度を拡充すること

2 役員給与の損金不算入規定を見直すこと

3 業務用不動産の譲渡損失について、損益通算及び翌期以降の繰越を認めること。また、不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すること

4 少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を30万円未満に引き上げること。また、これに伴い一括償却資産の損金算入制度は廃止すること

5 報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度について簡素化を図ること

6 金銭又は延納による納付困難要件の判定から納税者固有の財産の範囲を除外すること

7 所得控除全体の見直しを行い、必要に応じ簡素な税額控除制度等の導入も検討すること

8 印紙税制度を見直し、簡素にすること

II 納税環境整備に関する項目

- 1 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること
- 2 国税通則法第1条（目的）に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること
- 3 平成28年1月から運用が開始されるマイナンバー制度については、厳格かつ適切な運用が必要であり、国民に定着し信頼を得るまでは利用範囲の拡大を図らないこと
- 4 電子申告の利用促進のため、受付時間の拡大を図ること

III 国及び地方公共団体の会計制度改革